

「木造住宅密集地域整備推進に向けた移転先確保」
令和3年度1期入居者募集要項

令和3年10月
東京都都市整備局

目次

1. はじめに.....	1
2. 移転先住宅.....	1
2-1 住宅概要.....	1
2-2 募集住戸.....	1
3. 申込方法.....	3
3-1 受付.....	3
3-2 提出書類.....	3
4. 申込みから入居までの流れ.....	4
5. 申込資格.....	5
6. 資格審査.....	6
6-1 東京都による移転対象資格審査.....	6
6-2 東京都住宅供給公社による入居資格審査.....	6
7. 申込みに当たっての注意事項.....	7
7-1 住戸の指定.....	7
7-2 家賃等.....	7
7-3 契約期間.....	7
7-4 内見.....	7
7-5 自治会.....	7
7-6 その他.....	7
8. 入居申込書の書き方.....	8

1 はじめに

東京都は、地震に強い都市づくりを進めるため、「防災都市づくり推進計画」(令和3年3月)に基づき、不燃化特区制度の活用や特定整備路線の整備などにより、木造住宅密集地域の改善に取り組んできました。

木造住宅密集地域の整備を更に推進するため、木造住宅密集地域内の老朽木造住宅等にお住まいの方の移転先を確保する取組を進めることとしました。

このたび、足立区にある東京都住宅供給公社興野町住宅で、簡易的なリニューアル工事(和室の洋室化や一部設備の更新)が完了した住戸について、入居者を募集します。

2 移転先住宅

2-1 住宅概要

所在地	足立区西新井本町四丁目16番B1ほか
築年月	1959年9月
構造	鉄筋コンクリート/4階
設備	BSアンテナ、風呂追焚き可、インターネット可(別途契約、使用料要)、網戸、2点給湯
敷金	月額家賃の2か月分
共益費	1,500円/月
駐車場	12,500円/月(別途契約)
期限の有無	10年間の期限付き
取引態様	貸主(東京都住宅供給公社)



2-2 募集住戸

今回募集	募集戸数	階層
I期	C型7戸 E型3戸	3~4階住戸
II期(予定)	C型3戸 E型2戸	3~4階住戸
III期(予定)	C型3戸 E型2戸	3~4階住戸

※募集住戸は、内装・設備のリニューアル工事を実施した住戸です。

※住棟の建替えによる新築住宅の募集を、来年度予定しています。

C 型

(2K)

(29.94 m²)

家賃

41,900 円



E 型

(2K)

(27.32 m²)

家賃

38,300 円



※間取図について一部現況と相違する場合は、現況を優先します。

3 申込方法

3-1 受付

受付期間	令和3年10月15日(金)から同月29日(金)まで(土日除く。)
受付時間	午前：9時30分から11時30分まで 午後：1時30分から4時30分まで
受付方法	入居申込書及び建物に関する証明書類の提出（郵送・持参）
申込先	東京都 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課
	住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎 11 階中央 電話：03-5320-5146

3-2 提出書類

(1) 入居申込書

入居申込書は、1世帯につき1通のみ有効です。

申込資格を御確認の上、入居申込書の太線枠内は全て正確に記入してください。空欄や資格に当てはまらない記入のある入居申込書は受付できませんので、記入例（8～9ページ）を参考に、間違いのないように記入してください。

(2) 建物に関する証明書類

現在お住まいの建物に関する証明書類として、以下のいずれかを提出してください。

- ① 建築計画概要書（足立区役所で入手可能）
- ② 台帳記載事項証明書（足立区役所又は東京都庁で入手可能）
- ③ 不動産登記（建物）登記事項証明書（東京法務局で入手可能）
- ④ その他、建築年が分かる図面や写真等

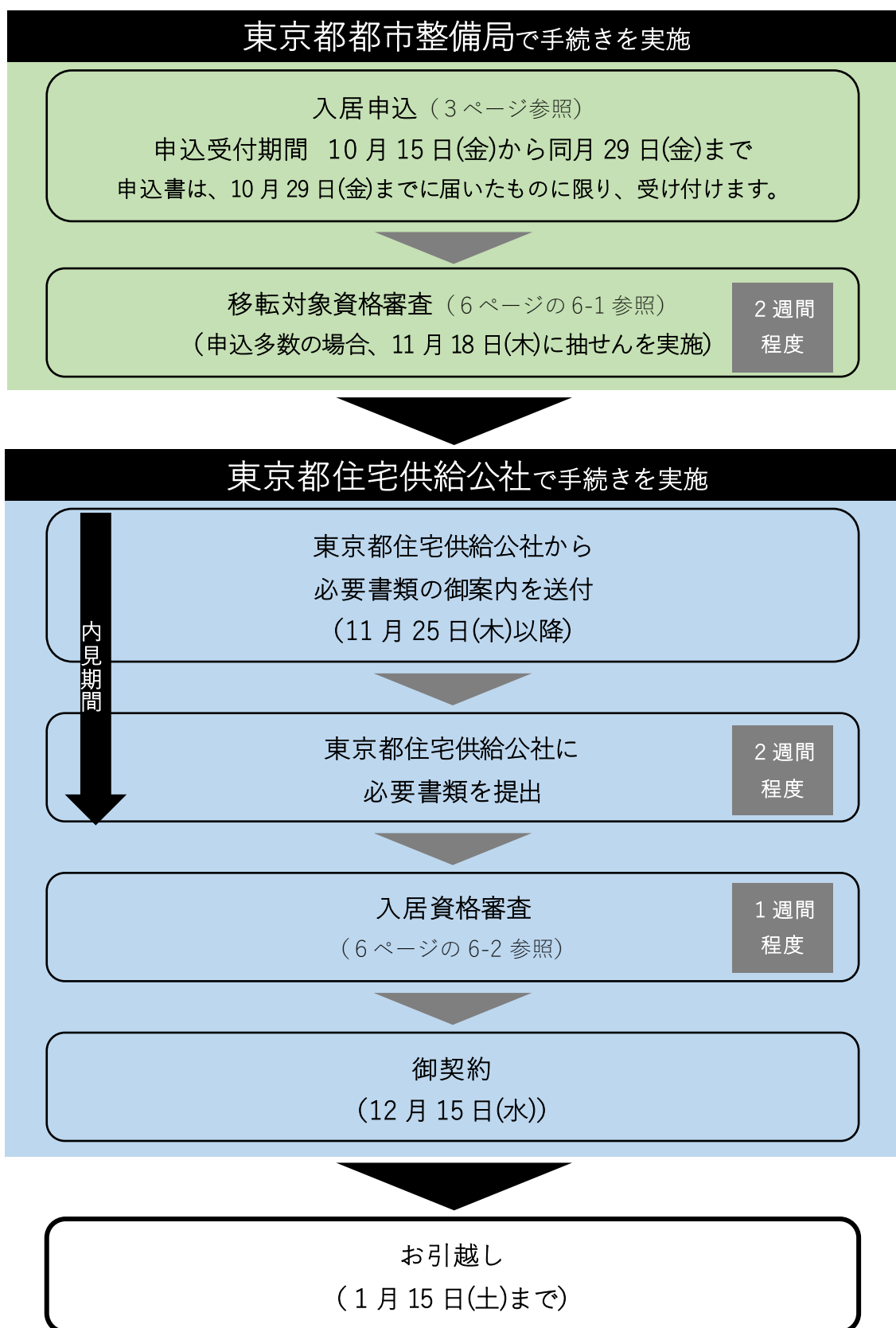
※取得した個人情報、募集業務以外には利用しません。

※提出書類は返却しません。

※提出書類に不備があった場合は、受付できません。

※提出書類の内容について、確認の電話をする場合があります。

4 申込みから入居までの流れ



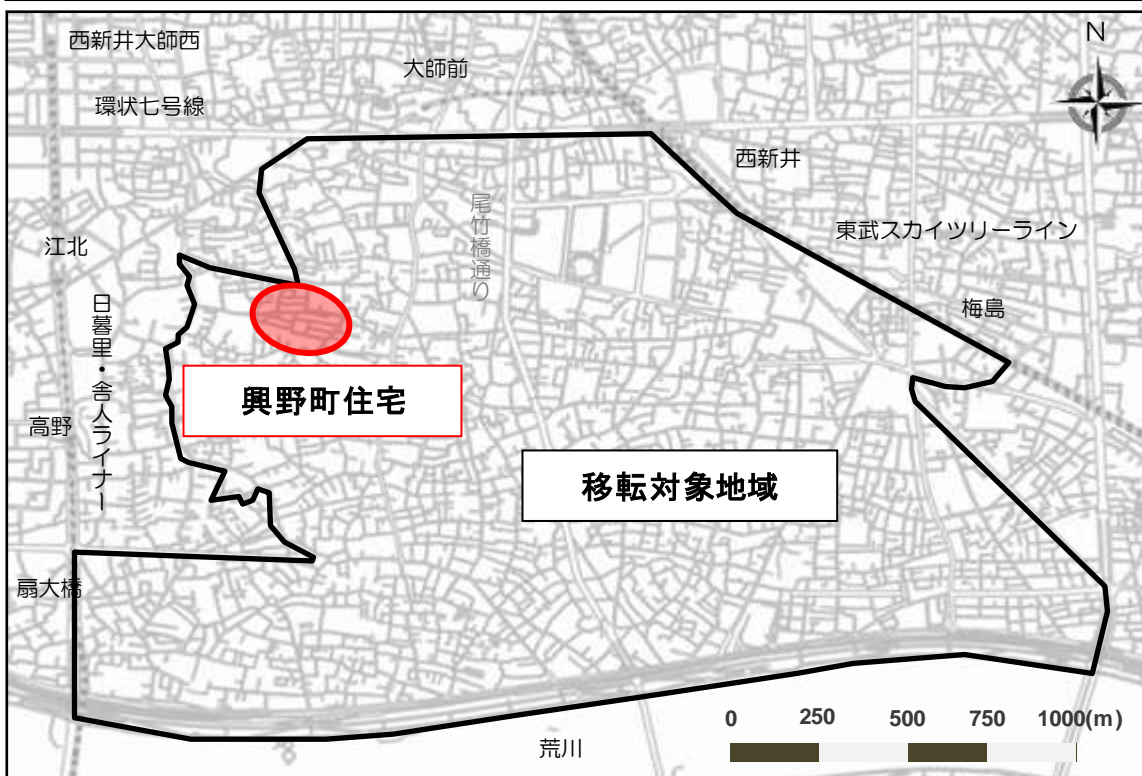
5 申込資格

東京都が以下に定める申込資格及び「東京都住宅供給公社が定める申込資格等」（別紙1）の「申込資格」を満たすこととします。

東京都が定める申込資格

次の①及び②に当てはまる必要があります。

①下図に示す移転対象地域にお住まいの方々のうち、防災都市づくり推進計画に基づき都又は足立区が実施する道路や公園の整備、老朽木造住宅の除却や建替えなどに伴い移転を要する方、又は昭和56年5月31日以前に建築された建築物などの老朽建築物にお住まいの方のうち経済的理由などにより移転先の確保が困難な方、接道状況などにより現地での建替えが困難な方



※老朽建築物とは、耐用年限（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数をいう。）の3分の2を経過している建築物又は災害その他の理由により、これと同程度の機能の低下を生じているものをいいます。

②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない方

6 資格審査

6-1 東京都による移転対象資格審査

東京都が定める申込資格に適合しているか、足立区及び警視庁への照会を経て、審査を実施します。申込者（現に同居し、又は同居しようとするものを含む。）が暴力団員である等、申込資格に適合しない場合は、不適格となります。

募集戸数を超える申込みがあった場合は、抽せんを実施します。抽せん番号は、申込資格に適合している方にのみ、抽せん日までに郵送でお知らせします。抽せん方法の詳細は、「抽せんについて」（別紙2）に記載しています。

審査及び抽せんの結果は、東京都住宅供給公社からの必要書類の御案内の発送をもって代えさせていただきます。

6-2 東京都住宅供給公社による入居資格審査

東京都による移転対象資格審査終了後は、東京都から東京都住宅供給公社へ個人情報提供され、東京都住宅供給公社での手続に移行します。

入居資格審査対象者には、東京都住宅供給公社から必要書類の御案内を順次お送りしますので、電話でのお問合せはご遠慮いただき、御案内の到着をお待ちください。

提出書類に基づき、東京都住宅供給公社で入居資格審査を実施します。「東京都住宅供給公社が定める申込資格等」（別紙1）の「収入等の審査について」及び「審査に必要な主な書類」を事前に御確認ください。なお、審査の結果、契約をお断りする場合があります。

7 申込みに当たっての注意事項

7-1 住戸の指定

棟や階数等の指定はできません。

7-2 家賃等

家賃、共益費、敷金及び駐車場使用料は、令和3年9月末時点のものであり、東京都住宅供給公社の定めるところによります。

敷金については、契約日までの支払いが必要です。家賃、共益費及び駐車場使用料は契約日から発生します。

7-3 契約期間

東京都住宅供給公社興野町住宅では、定期借家制度を利用した10年間の期限付き入居を実施しています。契約は、契約日から10年で期間満了により終了します。なお、期間満了時に住宅の建替えの予定がなく、入居資格を有している場合には、再契約することが可能です。

7-4 内見

東京都住宅供給公社から必要書類が到着した日から、内見の予約が可能です。予約方法等は、東京都住宅供給公社からお送りする書類を御確認ください。

7-5 自治会

東京都住宅供給公社興野町住宅には、防災・防犯への取組みや地域のコミュニティ活動など、快適な住まい環境の維持・向上を担う自治会があります。活動への御参加をお願いいたします。

7-6 その他

提出書類の不備等があった場合、受付できないことがあります。

東京都による移転対象資格審査及び抽せんの結果は、東京都住宅供給公社からの必要書類の御案内の発送をもって代えさせていただきます。

8 入居申込書の書き方

「木造住宅密集地域整備推進に向けた移転先確保」 令和3年度1期入居申込書								
木造住宅密集地域内の老朽木造住宅等にお住まいの方のみ、申込みが可能です。								
○申込資格や入居申込書の書き方については、入居者募集要項をお確かめください。								
令和3年10月20日 東京都都市整備局長殿				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受付番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>受付日</td> <td>/</td> </tr> </table>	受付番号		受付日	/
受付番号								
受付日	/							
<p>私は、「木造住宅密集地域整備推進に向けた移転先確保」による移転先住宅に入居を希望するので、申込みます。</p> <p>なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとするものを含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、入居予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。</p> <p>また、入居の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。</p> <p>申込資格確認のため、足立区へ照会がなされることに同意します。</p> <p>入居資格審査のため、東京都住宅供給公社へ個人情報の提供がなされることに同意します。</p> <p><u>太線枠内のみ、必ず記入してください。記入事項の変更は、原則としてできませんので、注意してください。</u></p> <p><u>1世帯で2通以上の申込み（重複申込み）は、全て無効となりますので、注意してください。</u></p>								
【住宅】								
住宅名	興野町住宅			型式 (○で囲む)	○ C ・ E 型			
【申込者】								
2	郵便番号	120-8510			電話番号			
	現住所	東京都足立区 中央本町一丁目17番1号			平日の日中に連絡のつく電話番号	03 - 5321 - 1111		
	フリガナ	トウキョウ	ハナコ	性別	生年月日			
	氏名	氏 東京	名 花子	男 (女)	大正・昭和・平成 35 年 2 月 1 日			
3	東京都が定める申込資格（番号を○で囲み、具体的な理由を記入）	1 「防災都市づくり推進計画（令和3年3月）」に基づき都若しくは区が実施する道路や公園の整備に伴い移転を要する方 2 「防災都市づくり推進計画（令和3年3月）」に基づき老朽木造住宅の除却や建替えなどに伴い移転を要する方 3 昭和56年5月31日以前に建築された建築物などの老朽建築物に居住する者のうち、経済的理由などにより移転先の確保が困難な方 4 昭和56年5月31日以前に建築された建築物などの老朽建築物に居住する者のうち、接道状況などにより現地での建替えが困難な方 （具体的な理由） 老朽木造住宅の除却に伴い移転を要するため。				4	東京都住宅供給公社が定める申込資格（チェックを入れる） <input checked="" type="checkbox"/> 理解した	
5	建物に関する証明書類（番号を○で囲む）	1 建築計画概要書 2 台帳記載事項証明書 3 不動産登記（建物）登記事項証明書 4 その他、建築年が分かる図面や写真等（ ）						
【入居者】								
1	フリガナ				続柄	性別	生年月日	
	氏名	上記で確認できますので、記入の必要はありません。			本人		上記で確認できますので、記入の必要はありません。	
6	フリガナ	トウキョウ	タロウ	性別	続柄	生年月日		
	氏名	氏 東京	名 太郎	男 (女)	夫	大正・昭和・平成・令和 34 35 年 9 月 1 日		
3	フリガナ				続柄	性別	生年月日	
	氏名	氏	名			男 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
4	フリガナ				続柄	性別	生年月日	
	氏名	氏	名			男 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

入居申込書は1世帯につき1通のみ有効です。2通以上の入居申込書を送ると、全てが無効となります。

① 型式

「2-2 募集住戸」を御確認の上、希望する住戸の型式を一つ選び、○で囲ってください。

② 申込者

- ・ 現住所は、実際に住んでいる住所を記入してください。
- ・ 氏名は住民票と同じ表記で、丁寧に記入してください。文字が読み取れないと氏名・住所を正しく登録できず、受付不能や郵便物不達の原因となります。
- ・ 氏名のフリガナも必ず記入してください。

③ 東京都が定める申込資格

「5 申込資格」を御確認の上、該当する申込資格の番号を○で囲ってください。

④ 東京都住宅供給公社が定める申込資格

「東京都住宅供給公社が定める申込資格等」（別紙1）の「申込資格」を御確認の上、チェックを入れてください。

⑤ 建物に関する証明書類

「3-2 提出書類」を御確認の上、提出書類の番号を○で囲い、具体的な理由を記入してください。

⑥ 入居者

- ・ 入居者全員について、氏名は住民票と同じ表記で丁寧に記入し、フリガナも必ず記入してください。ここに書かれた方以外は入居できません。
- ・ 続柄は申込者からみた関係を記入してください。

⑦ 書き間違えた時の訂正方法

訂正部分を二重線で消し、余白に正しいものを記入してください。訂正印は不要です。

募集要項及び申込書の配布場所

東京都都市整備局ホームページ、東京都庁及び足立区役所

東京都都市整備局ホームページ
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/sokushin/itensaki_kakuho.html
東京都庁
住所：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 第二本庁舎 11 階中央 部署：東京都 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課 担当：中村・井上
足立区役所
住所：東京都足立区中央本町一丁目 17 番 1 号 南館 4 階 部署：足立区 市街地整備室 密集地域整備課 担当：上野・眞野

受付窓口・問合せ先

東京都 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課 街路沿道整備担当
住所：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 第二本庁舎 11 階中央
受付時間：午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで
午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで (土日祝日除く。)
電話：03-5320-5146 (内線 31-288)

申込資格

詳しくは公社住宅募集センターにお問合わせください。

お申込みいただける方は申込日現在、次の①～⑤のすべてにあてはまる方となります。

1. 生活の本拠として自らが居住するための住宅を必要とする方

- ・ 自己所有の不動産(建物)を所有している方でも、売却や譲渡のご予定がある、所在地が遠方である等の場合はお申込みいただけませんので、お問合わせください。
- ・ 同居できる方は、配偶者(婚約者または内縁関係にある方を含む)および三親等内の親族です。(6 ページ親等図とその他注意事項等の1および2をご確認ください)

2. 日本国内に居住している成年者の方

- ・ 世帯員全員が日本国内に居住していて、申込者本人が成年者の方(外国籍の方についてはその他注意事項等の3をご確認ください)

3. 収入等が公社の定める基準以上ある方

- ・ 公社の定める基準は、4 ページの月収基準早見表をご確認ください。
- ・ 申込者本人が満60歳以上の場合は、貯蓄額による審査もご利用いただけます。
- ・ 一定の条件にあてはまる方は、申込者本人の月収または貯蓄が基準に満たない場合でも「収入合算」4 ページ「月収基準の特例」(5 ページ)によりお申込みいただけますので、お問合わせください。

4. 保証会社をご利用いただくか連帯保証人を立てられる方

- ・ 「月収基準の特例」や親族からの仕送りによる「収入合算」を利用される方は、連帯保証人を立てていただく必要があります。(連帯保証人には資格がございます。その他注意事項等の4をご確認ください)

5. 申込者本人を含めた同居世帯員全員が暴力団員等でなく、また、以下の①～④に該当しない方

- ・ 申込者本人または同居予定の方の中で、次の①～④の場合は、申込資格1～4のすべてにあてはまる方もお申込み(ご契約)をお断りさせていただきます。
 - ①現在または過去に、公社賃貸住宅の入居期間中における家賃等の未払金(未清算金)がある方とその連帯保証人
 - ②公社から家賃滞納等の訴訟を提起されたことがある方およびその同居者と連帯保証人
 - ③過去に公社の住宅に入居されていて近隣とトラブルを起こされた方
 - ④その他、公社との信頼関係の破壊に繋がる行為または公社に対する不法行為を行った方およびその同居者

次ページの「その他注意事項」もご確認ください。

その他注意事項等(必ずご確認ください)

1 同居予定親族の方および単身の方について

同居予定親族とは

- ・日本国内に居住する配偶者(婚約者または内縁関係にある方を含む)および三親等内の親族の方です。(6 ページ親等図をご確認ください)
- ・内縁関係にある方は申込日以前から住民票の続柄の記載が「夫(未届)」または「妻(未届)」となっていて、戸籍上の配偶者がいないことが戸籍謄本等で確認できることが必要です。
- ・戸籍上の夫婦を分割するお申込みはできません。ただし、条件によってはお申込みいただける場合があります。

単身とは

- ・おひとりで入居する戸籍上の配偶者がいない方です。
- ・単身赴任の方もお申込みいただけます。詳しくはお問合わせください。

2 お申込み可能な間取りについて

- ・おふたり以上で入居される方は、全ての間取りにお申込みができます。
- ・おひとりで入居される方は区部の住宅では3DK以下の間取り、市部の住宅では3LDK以下の間取りにお申込みができます。

3 外国籍の方のお申込みについて

- ・お申込み時点での世帯員全員の住民票で「区分」、「在留資格」、「在留期間の満了日」等を確認いたします。
- ・なお、住宅賃貸借契約の内容を理解できることが必要です。

4 連帯保証人の資格について

- ①継続した収入がある成年者の方
 - ②日本国内に居住している方
 - ③お申込みいただいた公社住宅に同居されない方
 - ④公社が管理する賃貸住宅の居住者でない方(仕送り合算または月収基準の特例を利用する場合は除きます)
 - ⑤公社が管理する他の賃貸住宅居住者の連帯保証人になっていない方
- ※入居する方がすでに公社が管理する賃貸住宅に入居されている方の連帯保証人になっている場合は、保証会社をご利用いただくか、連帯保証人を変更していただけます。

5 住宅の転貸禁止および居住以外の用途での使用禁止

- ・住宅の全部または一部を転貸したり、貸借権を譲渡することはできません。
- ・民泊行為等、住宅を自らが居住する以外の用途に使用することはできません。

6 東京都安全安心まちづくり条例に定める「危険薬物の濫用の根絶」「特殊詐欺の根絶」について

- ・公社では、「東京都安全安心まちづくり条例」に基づき、住宅を危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供することを禁止しています。

7 ペット飼育の禁止および円満な共同生活について

- ・ペットの飼育は禁止です。住宅内では小鳥、魚類以外の動物の飼育はできません。
- ・集合住宅であることをご理解いただき、他のお客様と円満な共同生活を営んでいただくようお願いいたします。

8 お申込み後のスケジュールについて

- ・お申込みからご契約までは3週間です。
- ・また、申込みされた住宅について、住宅、棟、部屋番号の変更およびご契約日の延期はできません。
- ・なお、原則としてご入居は、契約日から20日以内をお願いいたします。

9 その他

- ・ルームシェア制度など、各種制度をご利用いただく場合、申込資格の一部が異なる場合があります。詳しくは公社住宅募集センターにお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

収入等の審査について

収入等の審査には、

- ① 会社の定める月収基準を満たしているか確認させていただく「月収額による審査」
- ② 貯蓄額が会社の定める基準貯蓄額以上あるか確認させていただく「貯蓄額による審査」
(満60歳以上の方のみ)

の2種類があります。

1 月収額による審査

月収とは

(1) 給与所得者

次のいずれかの額をいいます。

① 昨年1年間の総収入の12分の1

または

② 昨年中途以降に転職等した方の場合
すでに支給された金額を勤務月数で割った金額
※ 交通費等非課税分については除きます。

(2) 事業所得者

次のいずれかの額をいいます。

① 昨年1年間の所得の12分の1
(必要経費等控除後の所得金額の12分の1)

※ 配偶者の専従者給与額については、本人の収入に加算することができます。

※ 青色申告をしている方については、青色申告特別控除額を加算することができます。

または

② 昨年中途以降に事業を開始した方の場合

ア すでに1年以上の事業実績のある方は、過去1年間の所得金額の12分の1

イ 事業実績が1年に満たない方は、事業開始から現在までの所得金額を営業月数で割った額

※ 入居審査時に事業開始日が確認できる書類(事業開始届等)および最新年分の確定申告の控(税務署の受付印のあるもの)、売上金額が確認できる書類(契約書、領収書の控、通帳等)で確認させていただきます。

(3) 公的年金受給者

公的年金受給額を12で割った金額 ※ 遺族年金および障害年金は月収とみなします。
※ 保険会社等の私的年金は月収とみなしません。

(4) 利子所得・配当所得その他これらに準ずる所得のある方

年間所得の12分の1 (ただし、税務署の受付印のある確定申告書の控等により確認できることが必要です。)

ご注意 令和4年1月以降にお申込みのお客さまは、入居審査にあたり、前年の収入・所得を書類でご提出いただく必要があります。確定申告が必要なお客さまは、入居審査期限までに前年分の確定申告をお済ませいただき、審査書類として「確定申告書」のコピーをご提出していただきます。

「月収」に関するご注意

(1) お申込み前後に転職・転業等をした方は、現在の職に就いてからの収入のみが対象となります。

- 過去に収入があっても申込日現在失業中の場合は、0円となります。
- お申込み後に退職・廃業したため契約時に収入がない場合は、0円となります。

(2) 就職・転職予定の方は、現在収入がなくても就職後の給与予定額を「月収」として判断します。

- 申込日時点から3ヶ月以内に就職・転職が決定している方を対象とし、「収入」は支給予定額により判断します。
- 就職・転職の時期及び支給予定額については、「給与支払及び採用証明書」(公社様式)により確認します。ただし、企業の募集要項などにより支給予定額を判断できる場合は「内定通知」等でも審査ができる場合もあります。

(3) 次のものは、「月収」には含みません。

- 交通費(通勤手当・定期代等)・出張費
- 失業給付金
- 奨学金
- 一時的な所得
- 労災保険の各種保険金等の非課税所得
- 児童手当

月収基準早見表

家賃	同居者がいる場合の月収基準	単身入居の場合の月収基準
60,000円未満	家賃の4倍以上	家賃の4倍以上
60,000円以上 90,000円未満		240,000円以上
90,000円以上 120,000円未満	360,000円以上	300,000円以上
120,000円以上	400,000円以上	

収入合算

申込者本人の月収が月収基準に満たない場合、申込者本人の月収が月収基準の2分の1以上あり、次の条件のいずれかにあてはまればお申込みいただけます。

- (1) 同居者全員の収入を合算し、合算した合計月収額が月収基準以上あること。この場合、連帯保証人の月収は合算できません。
- (2) 同居しない三親等内の親族からの仕送りを合算し、合算した合計月収額が月収基準以上となること。この場合、仕送りをする親族に連帯保証人となっていただきます。

この表で
チェックすれば
いいのね。



(例1) 家賃が月額38,000円のお部屋を同居者のいる方が申込む場合(月収基準152,000円以上)

- ① 申込者本人(76,000円以上)+妻(パート収入)+子(バイト収入)=152,000円以上 → **お申込みいただけます。**
- ② 申込者本人(76,000円以上)+親族(仕送り)=152,000円以上 → **お申込みいただけます。**

(例2) 家賃が月額100,000円のお部屋を同居者のいる方が申込む場合(月収基準360,000円以上)

- ① 申込者本人(180,000円以上)+妻(パート収入)+子(バイト収入)=360,000円以上 → **お申込みいただけます。**
- ② 申込者本人(180,000円以上)+親族(仕送り)=360,000円以上 → **お申込みいただけます。**

- ご注意**
- (1)と(2)の併用はできません。
 - (2)を利用する場合は、すでに会社の賃貸住宅に入居されている方であっても連帯保証人になっていただきます。

月収基準の特例

申込者本人の月収が月収基準に満たない場合、申込者本人がお申込み時に次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ『[月収基準の特例]を利用する場合の条件』を満たすことでお申込みいただくことができます。

(1) 満60歳以上の方

(2) 下記のいずれかに該当する心身障がい者の方

- 身体障害者手帳の交付を受けていて、1～4級の障がいのある方
- 戦傷病者手帳の交付を受けていて、恩給法別表第1号表ノ三に規定する障がいの程度のうち第1款症以上の障がいのある方
- 重度または中度の知的障がい者(愛の手帳の場合は総合判定で1～3度)もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、1～2級の障がいのある方



(3) 下記に該当するひとり親世帯の方

- 申込者本人が戸籍上の配偶者(内縁の夫・妻または婚約者を含む)がいない方であり、同居親族が申込日現在20歳未満の子だけであること

[月収基準の特例]を利用する場合の条件

(1) 下記のいずれかに該当する親族の方(1名)に連帯保証人となっていただきます。

- 申込者本人の二親等内の親族で同居しない方
- 東京近郊(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県および山梨県)に居住する、申込者本人の三親等内の親族で同居しない方

(2) 上記の親族の方の月収が申込む住宅の月収基準以上あることが必要です。

ただし、その親族の方が公社の賃貸住宅に入居している場合は、それぞれの家賃の合計額に応じた月収基準以上の月収があることが必要です。

例

申込む住宅の家賃	+	親族が入居している公社住宅の家賃	=	合計家賃
69,400円		72,900円		142,300円

合計家賃が、120,000円以上になるので、連帯保証人となる親族の方の月収基準は、400,000円以上となります。

ご注意 ■ この特例により申込む場合は、公社の賃貸住宅に入居されている方であっても連帯保証人になっていただきます。

2 貯蓄額による審査

[貯蓄額による審査]を利用する場合の条件

お申込み時に次の(1)および(2)の条件を満たすこと

- (1) 申込者本人が満60歳以上であること
- (2) 申込者本人の貯蓄額が基準貯蓄額以上であること

貯蓄額とは

貯蓄額とは、金融機関の預貯金の合計額をいいます。

※円預金の残高が対象となります。

※株式・社債・保険は対象外です。

※必要書類については、7 ページをご確認ください。

基準貯蓄額とは

基準貯蓄額は、お申込みいただくお部屋の家賃の100倍です。

(例) 家賃が月額38,000円のお部屋を申込み場合

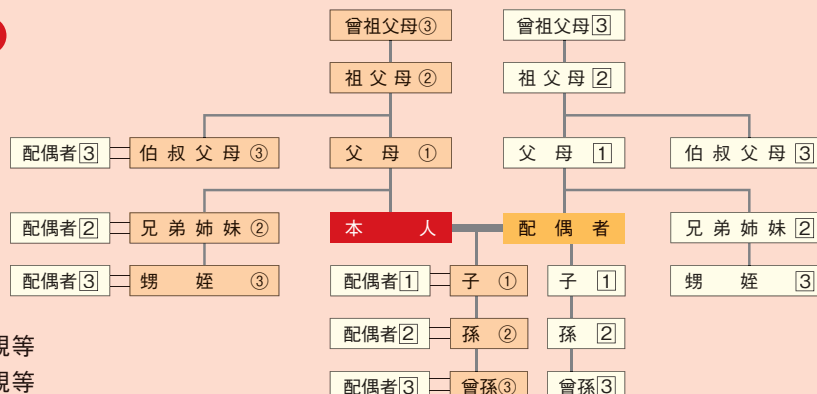
3,800,000円の貯蓄額が必要です。(38,000円×100)

貯蓄合算等

申込者本人の貯蓄額が基準貯蓄額に満たない場合、申込者本人の貯蓄額が基準貯蓄額の2分の1以上あり、次の①②のいずれかの条件にあてはまれば、貯蓄額による審査が可能です。

- ① 同居親族全員の貯蓄を合算し、合算した貯蓄額が基準貯蓄額以上あること。
この場合、連帯保証人の貯蓄は合算できません。
- ② 申込者本人の月収が、月収基準の2分の1以上あること。
この場合、月収を証明する書類および貯蓄を証明する書類の両方を提出していただきます。

(参考) 親等図



審査に必要な主な書類

書類提出の際のご注意

- ※発行証明書類等については、**審査日前3ヶ月以内に発行されたもの、貯蓄を証明する書類の場合は、審査日前7日以内に発行されたもの**をご提出いただきます。
- ※**個人番号(マイナンバー)**が記載されていないものをご提出いただきます。
(確定申告書等については個人番号(マイナンバー)が記載されている部分の表面及び裏面を油性マーカー等で塗りつぶした上、ご提出ください。)

申込者および同居予定親族の方

(1) 月収または貯蓄を証明する書類(申込者および合算者の方)

申込者および合算者の方の「月収」または「貯蓄」が、月収基準または貯蓄基準額を満たしていることが証明できる、下記の①～⑩の中のいずれかの書類

[月収額による審査]によりお申込みの方

「月収基準の特例」を利用してお申込みいただいた方は、連帯保証人の方の書類をご提出ください。

- ① **最新の給与所得の源泉徴収票(コピー)**
※現在の勤務先の源泉徴収票をご提出ください。
- ② **給与支払及び採用証明書(公社指定用紙)**
- ③ **最新の所得税確定申告書Bの控(税務署等の收受印があるもの)(コピー)**
※第一表と第二表をご用意ください。
※郵送等で申告をしたため受付印のない方は、納税証明書その2(原本)を税務署にて交付を受け、確定申告書の控とあわせてご提出ください。
※事業を開始した日が、昨年の1月2日以降のため、事業実績が1年に満たない方は、事業開始届の控(コピー)・収支明細書(公社指定用紙)・売上げを確認できる書類(コピー)をあわせてご提出ください。
- ④ **最新の所得税確定申告書Aの控(税務署等の收受印があるもの)(コピー)**
※第一表と第二表をご用意ください。
※郵送等で申告をしたため受付印のない方は、納税証明書その2(原本)を税務署にて交付を受け、確定申告書の控とあわせてご提出ください。
- ⑤ **最新の公的年金の源泉徴収票(コピー)**
- ⑥ **最新の公的年金改定通知書(コピー) または 公的年金支払通知書(コピー)**
- ⑦ **最新の住民税課税(非課税)証明書**



[貯蓄額による審査]によりお申込みの方

- ⑧ **金融機関発行の円預金の残高証明書(発行後7日以内)**
- ⑨ **金融機関発行の預り資産証明書(円換算)(発行後7日以内)**

[ひとり親世帯入居サポート収入審査の緩和による審査]によりお申込みの方

上記①～⑦の書類のうちいずれか+

- ⑩ **最新の児童扶養手当証明書(コピー)・児童育成手当支払通知書(コピー)**

(2) 印鑑登録証明書(申込者本人)

(3) 住民票(世帯全員分)

- 住宅に入居する方全員分をご提出ください。
- この証明書は、住民登録地の区市町村で交付されます。
それぞれ「世帯の一部」ではなく、「世帯全員」分かつ①世帯主の氏名・②世帯主との続柄・③戸籍の筆頭者(日本国籍の方のみ)・④住民台帳法第30条の45に規定する区分(中長期在留者、または特別永住者)・⑤在留資格(中長期在留者の方のみ)・⑥在留期間の満了の日(中長期在留者の方のみ)が記載されたものをご用意ください。

	世帯主	続柄	戸籍の筆頭者	法第30条の45に規定する区分	在留資格	在留期間の満了の日	個人番号(マイナンバー)
日本国籍の方	○	○	○	—	—	—	—
外国籍の方							
中長期在留者	○	○	—	○	○	○	—
特別永住者	○	○	—	○	—	—	—

(4) 戸籍謄本等(該当される方) ※戸籍抄本ではございません。ご注意ください。

以下に該当される場合にご提出いただきます。

- ご婚約者同士でお申込みの場合
※現在の住民票上で、戸籍の筆頭者と同居しており、「続柄」欄で配偶者の有無を確認できる場合は不要です。
- 現在別居している親族と入居する場合、
または同居していても住民票が別世帯になっている場合
- 「月収基準の特例」または「仕送り合算」を利用する場合
※連帯保証人との親族関係の確認が必要です。ただし現在の住民票上で保証人と同居しており、「続柄」欄で親族関係が確認できる場合は不要です。
- 近居であんしん登録制度によりお申込みの場合
- ひとり親世帯入居サポート「こどもすくすく割」にお申込みの場合
※児童扶養手当・児童育成手当の受給証明書(コピー)を提出できる場合は不要です。

連帯保証人

通常のお申込みの方

印鑑登録証明書 ※通常のお申込みの方は、印鑑登録証明書のみご提出いただきます。
「月収基準の特例」または「仕送り合算」を利用される方は、下記の書類が必要となります。

「月収基準の特例(高齢者の方・心身障がい者の方・ひとり親世帯の方)」をご利用の方

- ① 印鑑登録証明書 ② 連帯保証承諾書(公社指定用紙) ③ 月収を証明する書類

「仕送り合算」をご利用の方

- ① 印鑑登録証明書 ② 仕送り証明書(公社指定用紙)

申込みによって
必要な書類が
違うのね。



各種制度のご利用時など、以上の書類のほかに必要に応じて他の書類の提出をお願いする場合があります。

※詳しくは公社住宅募集センターへお問合せください。

抽せん方法について

1 抽せん方法

- ・住戸の型式ごとに、それぞれの抽せん番号が記載された玉を抽せん器に入れ、十分に攪拌します。
- ・各型式の募集戸数の2倍の数の抽せん玉を、抽せん器より抽出し、「当せん」及び「補欠当せん」を決定します。
- ・補欠当せんの番号は、最後の当せん番号の次の順位の番号から順番に決定します。
- ・例えば、C型の募集戸数が7戸で入居申込者が20名、E型の募集戸数が3戸で入居申込者が10名の場合、C型については、1番目から7番目までに抽出された番号が「当せん」、8番目から14番目までに抽出された番号が「補欠当せん」、E型については、1番目から3番目までに抽出された番号が「当せん」、4番目から6番目までに抽出された番号が「補欠当せん」となります。

C型

玉の出た順番	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番	11番	12番	13番	14番
番号	16	12	3	1	11	17	6	8	2	4	10	7	9	20

当せん1位～7位

補欠当せん1位～7位

E型

玉の出た順番	1番	2番	3番	4番	5番	6番
番号	4	6	10	8	3	5

当せん1位～3位

補欠当せん1位～3位

2 補欠当せん

- ・補欠当せん者は、当せん者（入居資格審査対象者）が失格等となった場合に繰り上げて審査を行います。繰り上げにならない方には東京都住宅供給公社から必要書類の御案内を送付しません。繰り上げの有無や時期の予想などの御質問には一切お答えできませんので、送付前のお問合せは御遠慮ください。

3 抽せん会

- ・抽せん会は公平を期すため公開で行っていますので、どなたでも御覧いただけます。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、抽せん会場内の人数を制限する可能性があります。お越しになられても入場できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・抽せん会では抽せん方法の説明及び抽せんを行います。
- ・当日お越しになった方の中から1～2名の方に、立会人として抽せんの御協力をお願いします。
- ・抽せん会への出欠は、当落に一切影響ありません。
- ・抽せん会のタイムスケジュール（予定）
 - 10:30～ 抽せん会開始、抽せん方法の説明、立会人の選出
 - 10:45～ 抽せん
 - 11:00 ごろ 抽せん会終了（進行状況により前後します。）
抽せん終了後、当せん番号一覧表を作成し、でき次第掲示します。
 - 13:30 ごろ 当せん番号一覧表掲示
- ・抽せん会の途中や終了直後は、当せん番号のお尋ねにはお答えできません。
- ・抽せん結果は次のとおり御確認いただけます。聞き間違い防止のため、電話でのお問合せは受け付けておりません。
 - ① 抽せん会当日の午後1時30分から2日間、都庁第二本庁舎11階会議室（午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで、土日祝日を除く。）に掲示します。
 - ② 抽せん会当日の午後6時以降に、東京都都市整備局ホームページ（<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>）に掲載します。